法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から２までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から２までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から２までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から２までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

［１～18　略］

究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から２までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から２までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から２までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)　１から２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から２までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から２までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から２までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から２までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から２までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から２までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から２までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から２までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

［１～18　同左］